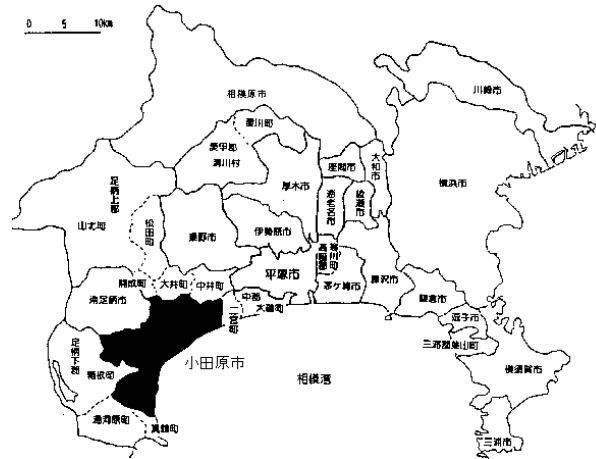


# I 小田原市の概要

## 1. 位置・地勢

本市は神奈川県西部に位置しており東西17.5km、南北16.9km、面積113.60km<sup>2</sup>の広さを有しています。南西は真鶴町、湯河原町、箱根町、北部は南足柄市、開成町、大井町、東部は中井町、二宮町と隣接しています。

市域は中心の足柄平野を囲むように、南に相模湾、西に箱根の山々と富士山を望み、東は丹沢山塊から続く丘陵地帯となっています。また、中央部には遠く富士山麓と丹沢山中に源を発する酒匂川が流れ、気候温暖な地として知られています。



## 2. 人口と世帯数

| 年次     | 人口      | 世帯数    | 年次    | 人口      | 世帯数    |
|--------|---------|--------|-------|---------|--------|
| 昭和 15年 | 54,699  | 10,749 | 令和 2年 | 189,376 | 82,012 |
| 20年    | 64,557  | 12,627 | 3年    | 188,533 | 82,899 |
| 30年    | 113,099 | 22,295 | 4年    | 187,510 | 83,180 |
| 40年    | 143,377 | 33,649 | 5年    | 186,808 | 84,097 |
| 50年    | 173,519 | 47,253 | 6年    | 185,986 | 85,037 |
| 60年    | 185,941 | 56,193 | 7年    | 185,293 | 85,965 |
| 平成 7年  | 199,617 | 67,081 | 8年    | 184,233 | 86,639 |

※昭和15年は12月20日（市制施行時）、昭和20年は11月1日、昭和30～60年は10月1日  
平成7年度以降は4月1日現在の人口

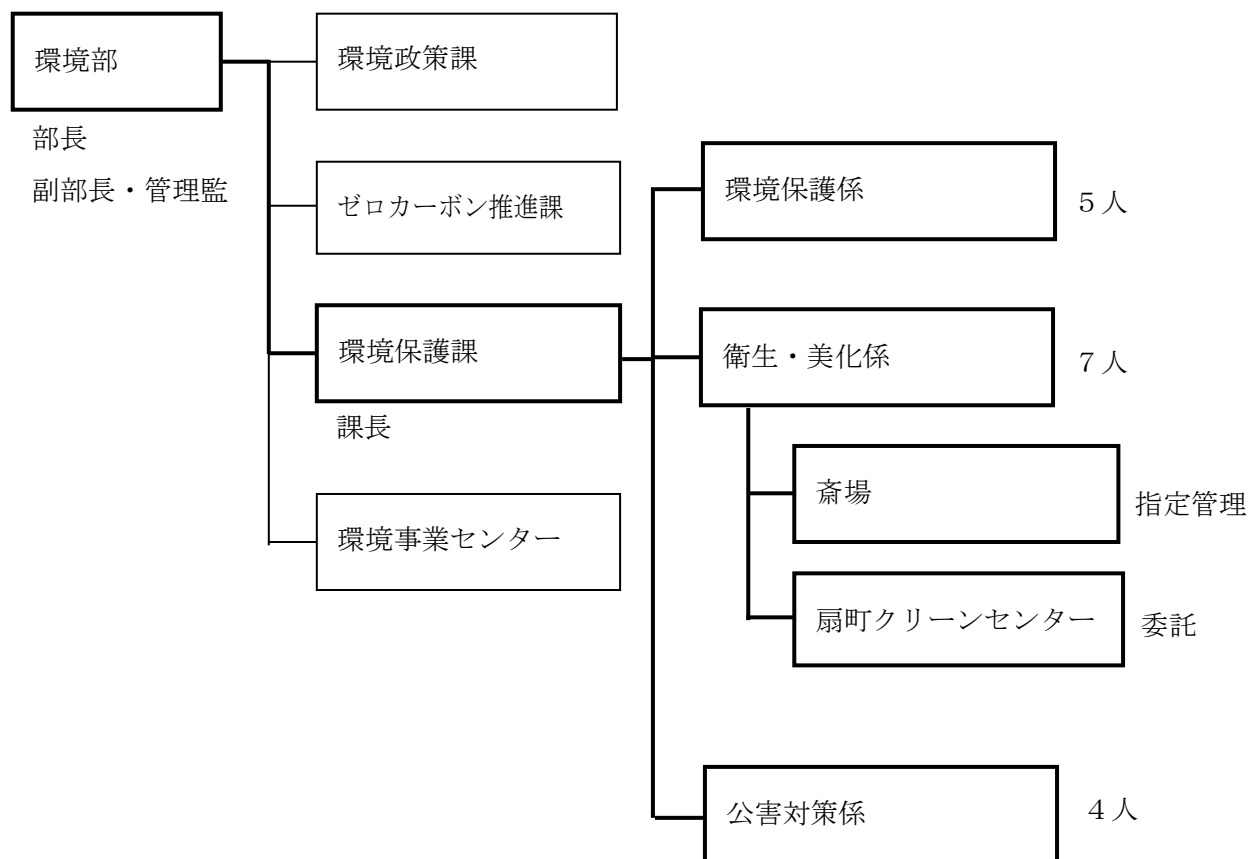
## 3. 都市計画区域・用途地域

(令和8年4月1日現在)

| 区分      | 面積(km <sup>2</sup> ) |
|---------|----------------------|
| 都市計画区域  | 113.60               |
| 市街化区域   | 28.22                |
| 市街化調整区域 | 85.37                |
| 用途地域    | 28.22                |

| 用途地域         | 面積(km <sup>2</sup> ) | 割合(%) |
|--------------|----------------------|-------|
| 第一種低層住居専用地域  | 2.35                 | 8.3   |
| 第一種中高層住居専用地域 | 6.02                 | 21.3  |
| 第一種住居地域      | 9.54                 | 33.8  |
| 第二種住居地域      | 0.46                 | 1.6   |
| 準住居地域        | 1.01                 | 3.6   |
| 近隣商業地域       | 2.00                 | 7.1   |
| 商業地域         | 0.83                 | 2.9   |
| 準工業地域        | 1.65                 | 5.8   |
| 工業地域         | 3.69                 | 13.1  |
| 工業専用地域       | 0.67                 | 2.4   |
| 計            | 28.22                | 100.0 |

#### 4. 環境行政機構図（令和8年4月1日現在）



## 5. 環境保護課事務分掌

- (1) 環境保護の調査、企画及び指導に関すること。
- (2) 緑の環境保全地区及び保存樹に関すること。
- (3) 野生の生き物保護及び生物の多様性に関すること。
- (4) 鳥獣捕獲許可及び鳥獣飼養許可に関すること。
- (5) 有害鳥獣等の対策に関すること。
- (6) 動物の飼養又は収容の許可に関すること。
- (7) 動物愛護思想の普及及び啓発に関すること。
- (8) 畜犬登録事務に関すること。
- (9) 美化推進に関すること。
- (10) 公衆便所に関すること。
- (11) 衛生害虫等対策に関すること。
- (12) 一般廃棄物処理業者（し尿に限る。）及び浄化槽清掃業者に関すること。
- (13) 浄化槽指導に係る保健所との連絡調整に関すること。
- (14) 公衆浴場に関すること。
- (15) 一般廃棄物の処理等に係る手数料の賦課及び徴収に関すること。
- (16) 扇町クリーンセンターの管理及び運営に関すること。
- (17) 斎場の管理及び運営に関すること。
- (18) 墓地等の経営の許可等に関すること。
- (19) 公害の監視及び分析に関すること。
- (20) 公害関係法令等に基づく許可、届出の受理、命令等に関すること。
- (21) 地下水対策に関すること。
- (22) 合併処理浄化槽の普及及び啓発等生活排水処理対策に関すること。
- (23) 専用水道及び簡易専用水道の衛生対策に関すること。
- (24) 小規模水道及び小規模貯水槽水道並びに飲用に供する井戸等の衛生対策に関する  
こと。